

知らなきや
経営リスクに!

中小企業に影響大の

民法改正

和田倉門法律事務所

弁護士 加藤伸樹



第5回

契約解除・危険負担の見直し

絵画の売買契約を締結した後、に受け渡すはずの絵画が滅失してしまったとき、契約上の義務はどうなるのだろうか。

現行法では、想定外の暴風など不可抗力が原因であれば、絵画の引き渡しという売り主の義務は自動的に消滅するが、代金支払いという買い主の義務は残る（危険負担のルール）。一方、誤廃棄など売り主に滅失の原因があるときは、買い主が契約解除すると、売り主の義務も買い主の義務もなくなる（解除のルール）。解除には契約相手に責任があるという事実（帰責事由）が必要という点がポイントだ。

改正法ではこれらの制度が大きく変更される。契約実務で重要な項目だ。

契約上の義務消失には解除必要

改正法が施行されると、契約相手に帰責事由がなくても解除ルールが適用されるようになる。契約上の義務が残るか否かは、解除の有無で決まる。前記の不可抗力のケースでも、買い主は代金の支払いの履行を拒絶できるが、契約を解除しなければ代金支払義務がなくなるという制度になる。

展示会のために絵画を10点購入したが、7点が不可抗力で滅失してしまい、残り3点では展示会を開けないでしょう。買い主は7点分の代金の支払いを拒絶できるが、契約を解除しない限り代金支払義務はなくならないので、たとえ展示会が開催できなくとも残り3点が引き渡されれば3点分の代金を支払う必要がある。

1万個発注したネジが1個足りない

催告しても契約相手が義務を履行しないときに契約を解除できる「催告解除」について、改正法では、債務の不履行が「その

契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」は解除できないという条件が加わる。例えば、汎用ネジを1万個仕入れたなかで、たった1個だけ足りないようなときには、催告解除はできなくなる。ただし、損害賠償や代金減額を求めることは可能だ。

無催告解除に関する重要な改正

催告せずに解除する「無催告解除」も見直される。

改正法では、冒頭の絵画の売買で、売り主が「絵画を引き渡すつもりはない」とFAXしてきたとき（明確な履行拒絶）や、滅失しなかった3点の絵画では契約目的である展示会の開催ができないとき（一部不能による契約目的達成不能）に、買い主は無催告解除できると定められる。

また、無催告解除できる事情として、「債務者がその債務の履行をせず、債権者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき」という抽象的な規定が定められる。取引先とトラブルになって契約の履行が危ぶまれるようなときはこの条項を戦略的に使うことになるだろう。

債権者に帰責事由があると……

債権者に原因のある義務不履行時は、債権者は催告解除も無催告解除もできない。例えば、プログラム作成の委託契約で、発注者が作成した仕様のミスでプログラムが動作しなくても、発注者は契約解除できない。

この点に関しては改正法の「受領遅滞」にも留意したい。売り主が絵画を納品しようとしたところ、買い主が受け取りを拒み、その間に絵画が滅失したとすると、買い主に帰責事由があることになり、買い主は売買契約を解除できない。

▼この連載は、和田倉門法律事務所の加藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。

(つづく)